

発議の概要

発議第1号 野洲市議会議員定数条例の一部を改正する条例

野洲市議会議員の定数を現行の20人から2人減じて18人にする。

野洲市議会改革推進特別委員会において、9人の委員による調査、研究と議論を重ね、3つの常任委員会において、付託事件等を討議し決定するのに必要とする委員数、人口規模が本市と同程度の全国の市、県内の市の議員定数の現況と今後の本市の人口動向予測等を勘案した結果、適正な議員数は18人であると判断したことによるものです。

施行日 公布の日以後初めてその期日が告示される一般選挙から施行